

1 人権について

平成 19 年 3 月沖縄県教育委員会人権ガイドブックを参考に、一部修正

(1) 人権とは

人権とは、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利をいい、それは人間固有の尊厳に由来する。

人権は、人間がただ人間であることにより誰でも当然に有する、侵してはならない権利である。

日本国憲法は、「個人の尊重」「個人の尊厳」を基本的人権の保障の根底に捉えており、一人ひとりの人間が、自由・自律という尊厳性を表象する人格主体、権利主体として最大限尊重されなければならない。

ア 人権侵犯

人権侵犯とは、人間が生まれたときから持っている基本的人権を侵すことをいい、人格権の侵犯ともいわれる。その原因や態様にはいろいろなものがある。

- 有形な人権侵犯とは、相手に肉体的苦痛を与えるもので、いわゆる殴る、蹴る、長時間にわたる正座や校庭での走り込みなどがある。
- 無形な人権侵犯とは、相手に精神的苦痛を与えるもので、いわゆる言葉による暴力、相手の身体の肉体的欠陥や相手が気にしている身体的特徴（例えば、ハゲ、デブ、チビ、汚い、臭いなど）を言ったり、また、グループで無視し仲間はずれにするなどがこれに当たる。
- 人権侵犯は、場合によっては不登校、自殺、教師不信などにつながっていく恐れがあるので、有形、無形に関わらず犯してはならない。

イ 人権感覚を身につける

人権については、知的理解にとどまらず、人権感覚を身につけることが大切で、人権尊重の理念について十分に認識する。

- 人権を知識として理解するだけでなく、感覚や感性として人権を身につけることがなければ、児童生徒に対して人権教育はおろか、人権に配慮したコミュニケーションができず、児童生徒の人権に対する感性がはぐくまれることが難しくなる。

ウ 人権教育

人権教育とは、日本国憲法及び教育基本法に則り、基本的人権の尊重が正しく身につくよう、地域の実情にも留意しながら学校教育及び社会教育において行われる教育活動をいう。

- 人権教育は、児童生徒が日常生活の中で生かされるような直感的な感性や人権感覚が充分身につくよう指導することが大切である。そのためには、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を訴えることも重要であるが、それと併せて具体的な人権に関わる課題に即し、児童生徒に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなどの創意工夫が必要である。

エ 加害者に問われる責任

加害行為が犯罪を構成する場合には、刑事的に訴追され、裁判で禁錮以上の刑に処せられると、教員免許状は失効となりその職を失うこともある。

【行政責任】

行政的には、信用失墜等の理由から、地方公務員法第 29 条によって懲戒処分に付されることがある。

- 特に公教育にあたる教育公務員の職の重大さに鑑み、行政処分は厳しく、教員免許状が取り上げられることもある。処分の種類には、戒告、減給、停職、免職がある。校長も監督責任を問われることがある。

(2) 子どもの権利とは

子どもは、自由かつ独立の人格を持った権利の主体であり、子どもを未成熟な保護の客体として扱うのではなく、子どもを一人の独立した人格として尊重しなければならない。子どもは、大人と共に社会を構成する対等かつ全面的なパートナーであり、大人は**子どもの支配者ではない**。

全ての子どもは、健やかに成長し発達する権利を持っており、子どもが持っている無限の可能性を十分に発揮できるよう、子どもの権利を保障することは、大人及び社会の責務である。

子どもの権利について、子どもの権利条約において権利保障の基準が明らかにされ「児童の最善の利益」の考慮など各種の権利が宣言されている。子どもの権利条約に基づく子どもの権利には、以下の4つの柱があるといわれている。

- ・ **生きる権利**：住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること
- ・ **育つ権利**：勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること
- ・ **守られる権利**：紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること
- ・ **参加する権利**：自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

2 体罰（暴力・暴言）・ハラスメントについて

平成 19 年 3 月沖縄県教育委員会人権ガイドブックを参考に、一部修正

(1) 体罰とは

体罰とは、学校教育法との関係で、教師（指導者）が児童生徒に肉体的苦痛を与える制裁行為を行うことによって、教育上の目標を達成しようとする行為といわれている。

しかし、体罰に教育的効果はなく、加えてはいけなため「暴力・暴言」として認識すべきである。

懲戒はあくまでも教育上の目的に応じた教育作用として行われるものである。また、懲戒は児童生徒の教育を受ける権利を制限することもあるため、懲戒行為は慎重に行わなければならない。

学校教育法第 11 条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

ア 体罰（暴力・暴言）はどんなときに行われているか

団体行動を求められ、時間で動かされているなど、個人よりも集団が優先されている場合などに多く発生する。

- 児童生徒の言動に反射的に起きた私的感情を抑えきれなかったとき。
- 何度も同じ事を繰り返し言ったり確認したりしたのに、指導者の指示通りに動かず、カーッとしたとき。
- 指導者が指示したことに対して児童生徒が口答えするなど反抗的な態度をとったとき。
- 指導者と児童生徒の人間関係がうまくいっていないとき。
- 指導者の体調不良や機嫌が悪いとき。

イ 体罰（暴力・暴言）では教育はできない

- 体罰（暴力・暴言）は違法な行為であり、人権侵害である。体罰（暴力・暴言）は、学校教育法第 11 条によって明確に禁止されており、児童生徒の人権を踏みにじるものである。体罰（暴力・暴言）はどのような理由からでも正当化できない。
- 体罰（暴力・暴言）は、力による強制であり、児童生徒に屈辱感を与え、心を深く傷つけるとともに、指導者や学校への信頼を失わせる。体罰（暴力・暴言）の多くは指導者が一時的感情にかられて行う場合が多く、児童生徒は屈辱感を持ち、指導者や学校への不信感を抱くことになる。
- 体罰（暴力・暴言）には、教育的効果がないばかりでなく、逆に児童生徒と指導者の信頼関係をこわし、それまでの指導者の努力がすべて水泡に帰すことになる。
- 体罰（暴力・暴言）は児童生徒の意欲を奪い、暴力容認の考え方を植え付ける。体罰（暴力・暴言）は成長しようとする児童生徒の意欲を失わせ、本来、人権尊重の精神を教えなければならない立場にある指導者が、児童生徒に暴力肯定の考え方を持たせてしまうことにつながる。また、いじめ、不登校、校内暴力の遠因となっているとの指摘もある。

ウ 指導の成果を性急に求めない

- 授業や生徒指導、部活動を行っているとき、指導者は児童生徒との間で強い緊張関係の状態におかれることがある。しかし、発達段階にある児童生徒を指導する立場にある指導者は、児童生徒の成長をじっくり見守っていくことが求められる。指導の成果を性急に求めない実践と研修を日頃から積むことが必要である。

エ 体罰（暴力・暴言）により失われるもの

- 体罰（暴力・暴言）は、児童生徒の人権を侵害する非教育的行為であるとともに、体罰（暴力・暴言）によって多くのものが失われる。

・指導者、学校に対する児童生徒や保護者の信頼。 ・児童生徒の人間的誇り。
・児童生徒の自ら考える力。 ・児童生徒が自ら成長しようとする意欲。
・児童生徒の意欲。 ・児童生徒の豊かな心の育成。 ・学校の明るさやなごやかさ。

これらが失われると、児童生徒は次のような行動をとる傾向が強くなる。

- ・主体的に思考し行動することが、できなくなる。
- ・指導者が怖くて、嫌いになり、学校へ行きたくなくなる。
- ・指導者の指導に素直に従わなくなる。
- ・暴力・暴言を認め、力によって物事を解決するようになる。
- ・指導者に対する不満をいじめに転嫁するようになる。
- ・指導者に本当のことを言わなくなり、裏表のある行動をとるようになる。

(2) ハラスメントとは

ア 「パワーハラスメント」

一般的に、パワーハラスメントは、権力や地位を利用した嫌がらせという意味で用いられる言葉である。職権を背景に、本来の範疇を越えて、継続的に人格と尊厳を傷つけることをいう。

部活動においては、自分のキャリアを背景に指導者から部員、指導者から同じ部活動の他の指導者などのケースに対しても起こりうる。

パワーハラスメントは許されない行為であり、パワーハラスメントを受けた者の心の痛みを自らの問題として受け止める感性と個人の尊厳を守り、人格を尊重していく姿勢を持つことが大切である。

○ 部活動におけるパワーハラスメントの例

- ・頻繁に怒鳴りつけられたり、叱責されたりする。

部活動中の指導において、頻繁に怒鳴りつけたり、過剰にストレスを与えるような言動は、パワーハラスメントになる。

- ・「辞めれば?」「死ね!」などと頻繁に言われる。

大声で怒鳴らなくても精神的に追い込むような言動は、パワーハラスメントになる。

- ・部活動中の行動を細かくチェックされるなど必要以上に干渉されたり、無視されたり、他の部員と比べて明らかに違う場合は、パワーハラスメントになる。
- ・物を投げつけられたり、殴られたりする。この場合は、パワーハラスメント以前に傷害罪などになる。

○ 部活動におけるパワーハラスメント防止のためのチェックポイント

- ・指導者一人一人が、身近な言動を見直し、お互いの言動について指摘し合えるような雰囲気や人間関係を醸成する。(しない、させない、見逃さないという部活動環境づくり)
- ・不快にさせる言動に対し、指導者としてふさわしい判断基準を身につけさせる。
- ・指導者として、児童生徒、保護者等の反応を敏感に察知するとともに、お互いが気軽に意思表示できる環境をつくる。

イ 「セクシャル・ハラスメント」

一般的に、学校教職員(指導者)によるセクシャル・ハラスメントとは、児童生徒や職場の同僚の意に反した性的な性質の言動を行い、それによって、児童生徒に学校生活を送る上で一定の不利益を与えたり、あるいは、職場の同僚に職務を遂行する上で一定の不利益を与えたり、又はそれを繰り返すことによって、就学環境・職場環境を著しく悪化させることである。

セクシャル・ハラスメントは許されない行為であり、セクシャル・ハラスメントを

1 受けた者の心の痛みを自らの問題として受け止める感性と個人の尊厳を守り、人格を
2 尊重していく姿勢をもつことが大切である。

3
4 ○ 認識の重要性

5 指導者は、セクシャル・ハラスメントに関する次の事項について十分認識しなけ
6 ればならない。

- 7 ・ お互いが人格を尊重し合うこと。
8 ・ 相手（児童生徒等）を性的な関心の対象として見る意識をなくすこと。
9 ・ 性別による優劣の意識をなくすこと。

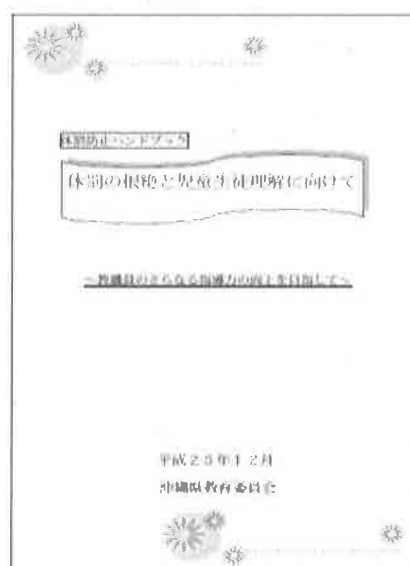
10
11 ○ 基本的な心構え

- 12 ・ 親しさを表すつもりの言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快
13 にさせてしまう場合があること。
14 ・ 児童生徒やその保護者、他の教職員等との関係にも注意しなければならない。
15 ・ セクシャル・ハラスメントは、基本的人権に関わる大きな問題であり、被害者に
16 とっては身体のみならず、心の中にも大きな傷として長く残ることになる。

17
18
19
20
21
22
23
24 【参照】（沖縄県教育委員会ホームページ掲載あり）



38
39 沖縄県教育委員会「人権ガイドブック」
40 （平成 19 年 3 月）



41 沖縄県教育委員会「体罰防止ハンドブック」
42 （平成 25 年 12 月）

終わりに

「本改定版」・「本取組」では、部活動における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた実効性のある取組等についてとりまとめています。子どもの人権を守り保障することは、学校教育活動全体において行われるべきことであります。

県教育委員会は、全ての学校教育の根本となる「人権教育」「子どもの権利条約」についてあらためて管理職や教職員を含む指導者に対し、研修等をとおして再確認していく必要があります。

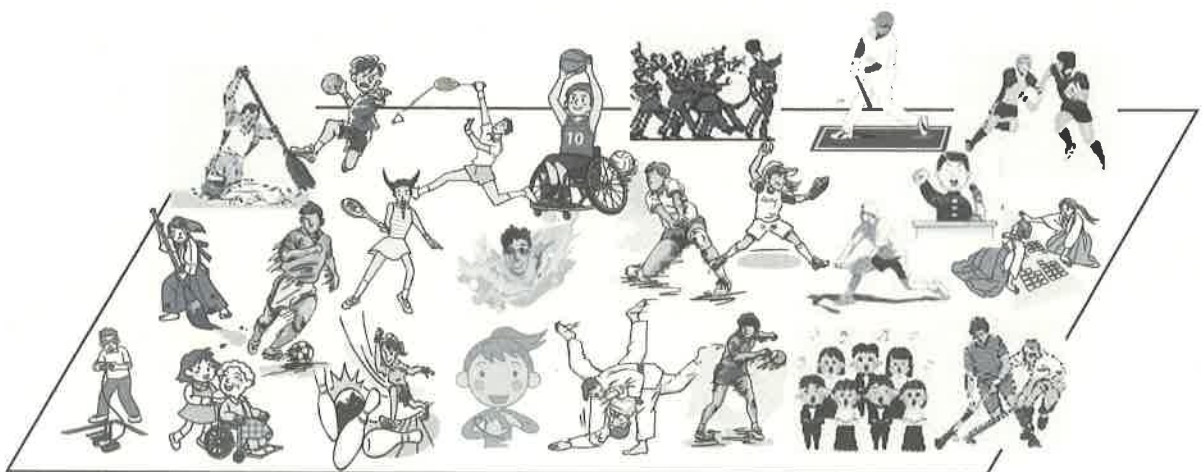
指導者においては、「子どもは大人のものではないこと」を十分に認識した上で、**「部活動は指導者のものではなく、子どもたちが自主的、自発的に行うもの」**であることを再確認し、更なる信頼関係の構築に向けて、部活動指導に取り組んでいただきたいと思います。（【資料2】【資料3】参照）

保護者のみなさんもそのことを十分に再確認し、今後とも学校や部活動をサポートしていただきたいと思います。

また、指導者等の暴力・暴言・ハラスメントに対しては、一人で悩まず、相談窓口の活用や、保護者会、学校（管理職等）、教育委員会等に相談するなど、子どもたちを守る行動をとってください。

部員のみなさんも、部活動が部員同士の自主的、自発的な参加により行われるものであることを再確認し、自覚と責任を持って活動する必要があること、また、指導者や保護者等が自分たちを支える存在であることも再確認した上で、部活動に取り組んでほしいと思います。

今後の学校部活動において、指導者と部員との信頼関係がますます構築され、適切な学校部活動となるよう、教育委員会、関係機関・団体、学校・指導者、部員・保護者や地域が一体となって、**痛ましい事案の再発防止と暴力・暴言・ハラスメントの根絶に取り組むとともに、今後とも、子どもたちの「夢実現」に取り組んでまいりましょう。**





部活動【保護者のみなさんへ】



あなたの部活動やチームに、暴力・暴言・ハラスメントを受けている人はいませんか？

暴力・暴言・ハラスメントを受け続けると、精神的に追い詰められ、心身症や適応障害、うつ病などを発症し、時に最悪の事態につながることもあります。みなさんの部活動等において、暴力・暴言・ハラスメントを受けたり、それを受けている部員やその保護者から相談があった、あるいはそれらしきことを見かけた場合は、一人で悩まず、信頼できる人に相談しましょう。また、下記の**学校以外の相談窓口**を教えてあげてください。スポーツ少年団や地域スポーツクラブ、総合型地域スポーツクラブ等の関係団体及び芸術文化関係団体等に所属するみなさんも下記をご利用ください。

子どもの人権110番 0120-007-110

(全国共通・通話料無料)

受付時間：平日 8:30～午後 5:15

検索「インターネット人権相談」

<http://www.moj.go.jp/content/001222273.gif>

那覇地方法務局・沖縄県人権擁護委員連合会



子ども若者みらい相談プラザ「sorae」 098-943-5335

(沖縄県総合福祉センター内)

月火木金土 10:00～18:00 休：水・日・祝日・年末年始

親子電話相談 098-869-8753

(県教育庁生涯学習振興課) 休：日・祝祭日・年末年始

月～土 9:00～22:00 (時間外は留守電・FAX 対応)

子どもの悩み事110番 098-866-6725 (沖縄弁護士会)

毎週月曜日(祝祭日を除く) 16:00～19:00

24時間子どもSOSダイヤル 0120-0-78310

通常の**学校部活動**における「相談」は、下記において、随時、対応しています。
ご利用ください。(電話対応は土日祝日除く平日9:00～17:00)

県教育庁保健体育課(運動部活動)	aa316008@pref.okinawa.lg.jp	098-866-2726
県教育庁文化財課(文化部活動)	aa318005@pref.okinawa.lg.jp	098-866-2731
県高等学校体育連盟(高校運動部)	kotairen@cello.ocn.ne.jp	098-851-8421
県中学校体育連盟(中学校運動部)	o-chutai@alto.ocn.ne.jp	098-996-1962
県高等学校文化連盟(高校文化部)	okikoubunren@as.open.ed.jp	098-943-9613
県中学校文化連盟(中学校文化部)	o-chubun@chorus.ocn.ne.jp	098-988-3123
県高等学校野球連盟(高校野球部)	5589ohbf@kouyaren-okinawa.jp	098-890-3158

- 中学校部活動については、市町村教育委員会、各教育事務所にも相談できます。
- スポーツ少年団等のみなさんは、市町村教育委員会にも相談できます。

保護者会の設置について考えてみませんか。

保護者会は、生徒の自治及び主体性の育成とチーム目標の達成に向けた部活動運営のサポート的存在となることが期待されます。また、保護者会が民主的かつ健康的に運営されることで、部活動に暴力・暴言・ハラスメントが持ち込まれる抑止力になることが期待できます。

なお、保護者会の設置にあたっては、保護者の意向を十分に踏まえる必要があります。設置については、各学校(顧問、管理職)にご相談ください。

保護者のみなさんへ

○ 「子どもは大人のものではないこと」「部活動は指導者のものではなく、子ども達が自主的、自発的に行うもの」であることを再確認していただき、今後とも学校や部活動をサポートしていただきたいと思います。

○ 今後の学校部活動において、指導者と部員との信頼関係がますます構築され、適切な学校部活動となるよう、教育委員会、関係機関・団体、学校・指導者、部員・保護者や地域が一体となって、**痛ましい事案の再発防止と暴力・暴言・ハラスメントの根絶に取り組む**とともに、今後とも、子ども達の「夢実現」に取り組んでまいりましょう。



部活動【部員のみなさんへ】



あなたのチームや部活動に、暴力・暴言・ハラスメントを受けている人はいませんか？

暴力・暴言・ハラスメントを受け続けると、精神的に追いつめられ、心身症や適応障害、うつ病などを発症し、時に最悪の事態につながることもあります。

みなさんの部活動等において、暴力・暴言・ハラスメントを受けたり、それを受けている仲間から相談があった、あるいはそれらしきことを見かけた場合は、一人で悩まず、信頼できる人に相談しましょう。また、下記の**学校以外の相談窓口**を教えてください。

スポーツ少年団や地域スポーツクラブ、総合型地域スポーツクラブ等の関係団体及び芸術文化関係団体等に所属するみなさんも下記をご利用ください。

子どもの人権110番 0120-007-110

(全国共通・通話料無料)

受付時間：平日 8:30～午後 5:15

検索「インターネット人権相談」

<http://www.moj.go.jp/content/001222273.gif>

那覇地方法務局・沖縄県人権擁護委員連合会



子ども若者みらい相談プラザ「sorae」

098-943-5335 (沖縄県総合福祉センター内)

月火木金土 10:00～18:00 休：水・日・祝日・年末年始

親子電話相談 098-869-8753

(県教育庁生涯学習振興課)

月～土 9:00～22:00 (時間外は留守電・FAX 対応)

休：日・祝祭日・年末年始

子どもの悩み事110番 098-866-6725 (沖縄弁護士会)

毎週月曜日(祝祭日を除く) 16:00～19:00

24 時間子ども SOS ダイヤル

0120-0-78310

通常の**学校部活動**における「相談」は、下記において、随時、対応しています。
ご利用ください。(電話対応は土日祝日除く平日9:00～17:00)

県教育庁保健体育課(運動部活動)	aa316008@pref.okinawa.lg.jp	098-866-2726
県教育庁文化財課(文化部活動)	aa318005@pref.okinawa.lg.jp	098-866-2731
県高等学校体育連盟(高校運動部)	kotairen@cello.ocn.ne.jp	098-851-8421
県中学校体育連盟(中学校運動部)	o-chutai@alto.ocn.ne.jp	098-996-1962
県高等学校文化連盟(高校文化部)	okikoubunren@as.open.ed.jp	098-943-9613
県中学校文化連盟(中学校文化部)	o-chubun@chorus.ocn.ne.jp	098-988-3123
県高等学校野球連盟(高校野球部)	5589ohbf@kouyaren-okinawa.jp	098-890-3158

○ 中学校部活動については、市町村教育委員会、各教育事務所にも相談できます。

○ スポーツ少年団等のみなさんは、市町村教育委員会にも相談できます。

みなさんも、部活動が部員同士の自主的、自発的な参加により行われるものであることを再確認し、自覚と責任をもって活動する必要があります。また、部活動を支える指導者や保護者等が自分たちを支える存在であることも再確認した上で、部活動に取り組みましょう。

今後の学校部活動において、指導者と部員との信頼関係がますます構築され、適切な学校部活動となるよう、教育委員会、関係機関・団体、学校、指導者、保護者や地域が一体となって、暴力・暴言・ハラスメントの根絶と、部員のみなさんの「夢実現」に取り組みます。